

【事案の概要】

1. Y は、不動産の売買等を目的とする株式会社であり、兵庫県佐用郡に別荘地を開発し、いわゆるリゾートマンションである佐用コンドミニアム（以下「本件マンション」という）を建築して分譲するとともに、スポーツ施設である佐用フュージョン倶楽部（以下「本件クラブ」という）の施設を所有し、管理している。

2. (1) Xらは、平成3年11月25日、Yから、持分を各2分の1として、本件マンションの一区分である本件不動産を代金4400万円で購入（以下「本件売買契約」という）、同日手付金440万円を、同年12月6日、残代金を支払った。本件売買契約においては、売主の債務不履行により買主が契約を解除するときは、売主が買主に手付金相当額を違約金及び損害賠償として支払う旨が合意されている。

(2) X₁は、これと同時に、Yから本件クラブの会員権一口である本件会員権を購入し（以下「本件会員権契約」という）、登録料50万円及び入会預り金200万円を支払った。

3. (1) Yが書式を作成した本件売買契約の契約書には、表題及び前書きに「佐用フュージョン倶楽部会員権付」との記載があり、また、特約事項として、買主は、本件不動産購入と同時に本件クラブの会員となり、買主から本件不動産を譲り受けた者についても本件クラブの会則を遵守させることを確約する旨の記載がある。

(2) Yによる本件マンション分譲の新聞広告には、「佐用スパークリンリゾートコンドミニアム（佐用フュージョン倶楽部会員権付）」との物件の名称と共に、本件マンションの区分所有権の購入者が本件クラブを会員として利用することができる旨の記載がある。

(3) 本件クラブの会則には、本件マンションの区分所有権は、本件クラブの会員権付きであり、これと分離して処分することができないこと、区分所有権を他に譲渡した場合には、会員としての資格は自動的に消滅すること、そして、区分所有権を譲り受けた者は、Yの承認を得て新会員としての登録を受けることができる旨が定められている。

4. (1) Yは、本件マンションの区分所有権及び本件クラブの会員権を販売するに際して、新聞広告、案内書等に、本件クラブの施設内容として、テニスコート、屋外プール、サウナ、レストラン等を完備しているほか、さらに、平成4年9月末に屋内温水プール、ジャグジー等が完成の予定である旨を明記していた。

(2) その後、Yは、Xらに対し、屋内プールの完成が遅れる旨を告げるとともに、完成の遅延に関連して60万円を交付した。Xらは、Yに対し、屋内プールの建設を再三要求したが、いまだに着工もされていない。

(3) Xらは、Yに対し、屋内プール完成の遅延を理由として、平成5年7月12日到達の書面で、本件売買契約及び本件会員権契約を解除する旨の意思表示をした。

5. そのうえで、(1) X らは、それぞれ、Y に対し、本件不動産の売買代金から前記の 60 万円を控除し、これに手付金相当額を加えた金額の半額である各 2390 万円の支払を、(2) X₁が、Y に対し、本件会員権の登録料及び入会預り金の額である 250 万円の支払を求めて、訴訟を提起した。

6. 第一審(大阪地判平成 6・12・19 民集 50 卷 10 号 2691 頁)は、本件売買契約と本件会員権契約は不可分的に一体化しており、この一体化した契約に要素たる債務の不履行があったとしたうえで、X らによる売買契約の解除を有効であるとして、X らの請求を認容した。

7. 原審(大阪高判平成 8・1・31 民集 50 卷 10 号 2698 頁)は、次の理由から、屋内プールの完成の遅延が本件会員権契約上の Y の債務不履行に当たるとしても、X らがこれを理由に本件売買契約を解除することはできないと判断し、X らの請求を認容した第一審判決を取消し、X らの請求をいずれも棄却した。すなわち、(1) 本件不動産と本件会員権とは別個独立の財産権であり、これらが一個の客体として本件売買契約の目的となっていたものとみることはできない、(2) 本件のように、不動産の売買契約と同時にこれに随伴して会員権の購入契約が締結された場合において、会員権購入契約上の義務が約定どおり履行されることが不動産の売買契約を締結した主たる目的の達成に必須であり、かつ、そのことが不動産の売買契約に表示されていたときは、売買契約の要素たる債務が履行されないときに準じて、会員権購入契約上の義務の不履行を理由に不動産の売買契約を解除することができるものと解するのが相当であるが、(3) X らが本件不動産を買い受けるについては、本件クラブの屋内プールを利用することがその重要な動機となっていたことも伺われなくはないが、この動機は本件売買契約において何ら表示されていなかった。そこで、X らが上告した。

【判旨】 破棄自判。

「1. …… 4 (1) の事実によれば、本件クラブにあっては、既に完成しているテニスコート等の外に、その主要な施設として、屋外プールとは異なり四季を通じて使用可能である屋内温水プールを平成 4 年 9 月末ないしこれからそれほど遅れない相当な時期までに完成することが予定されていたことが明らかであり、これを利用し得ることが会員の重要な権利内容となっていたものというべきであるから、Y が右の時期までに屋内プールを完成して X らの利用に供することは、本件会員権契約においては、単なる付随的義務ではなく、要素たる債務の一部であったといわなければならない。

2. …… 3 の事実によれば、本件マンションの区分所有権を買い受けるときは必ず本件クラブに入会しなければならず、これを他に譲渡したときは本件クラブの会員たる地位を失うのであって、本件マンションの区分所有権の得喪と本件クラブの会員たる地位の得喪とは密接に関連付けられている。すなわち、Y は、両者がその帰属を異にすること

を許容しておらず、本件マンションの区分所有権を買い受け、本件クラブに入会する者は、これを容認して Y との間に契約を締結しているのである。

このように同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解するのが相当である。

3. これを本件について見ると、本件不動産は、屋内プールを含むスポーツ施設を利用することを主要な目的としたいわゆるリゾートマンションであり、前記の事実関係の下においては、X らは、本件不動産をそのような目的を持つ物件として購入したものであることがうかがわれ、Y による屋内プールの完成の遅延という本件会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を締結した目的を達成することができなくなったものというべきであるから、本件売買契約においてその目的が表示されていたかどうかにかかわらず、右の履行遅滞を理由として民法 541 条により本件売買契約を解除することができるものと解するのが相当である」。